

鴨川市職員定年前再任用実施要綱を次のように定める。

令和5年3月31日

鴨川市長 長谷川 孝夫

#### 鴨川市訓令第4号

##### 鴨川市職員定年前再任用実施要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、鴨川市職員の定年等に関する規則（平成17年鴨川市規則第27号）第20条の規定に基づき、職員の定年前再任用の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において「定年前再任用」とは、鴨川市職員の定年等に関する条例（平成17年鴨川市条例第29号）第12条又は第13条第1項の規定により採用することをいう。

(定年前再任用の対象者)

第3条 定年前再任用の対象とする者（以下「定年前再任用対象者」という。）は、年齢60年に達した日以後に、かつ、定年前再任用をしようとする年度の前年度をもって退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をする者とする。

(定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間)

第4条 定年前再任用をする職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり23時間15分以内とする。

(服務、勤務条件等)

第5条 定年前再任用短時間勤務職員の服務、分限、災害補償等の人事管理諸制度等の取扱いは、鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年鴨川市条例第32号）、鴨川市職員の分限に関する条例（平成17年鴨川市条例第26号）及び地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 定年前再任用短時間勤務職員の職務の級は、次の各号に掲げる職種に応じ、当該各号に定める級とする。ただし、職務の困難度等に応じ、これによることが困難であると市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 行政（企業）職給料表の適用を受ける職種（次号に掲げる職種を除く。） 3級
- (2) 行政（企業）職給料表の適用を受ける技能労務職の職種 2級
- (3) 教育職給料表の適用を受ける職種 1級
- (4) 医療職給料表（二）の適用を受ける職種 2級
- (5) 医療職給料表（三）の適用を受ける職種 2級

3 定年前再任用短時間勤務職員が退職したときは、退職手当その他これに類する手当は支給しない。

(定年前再任用短時間勤務職員選考委員会)

第6条 定年前再任用短時間勤務職員の適正な任用を行うため、鴨川市定年前再任用短時間勤務職員選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、次の者をもって充てる。

- (1) 委員長 副市長
- (2) 委員 教育長、企画総務部長及び総務課長

3 委員会の庶務は、企画総務部総務課において処理する。

(定年前提任用の申込み)

第7条 定年前提任用対象者のうち定年前提任用を希望する者（以下「申込者」という。）は、市長が指定する日までに、定年前提任用申込書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(定年前提任用の申込みの取下げ)

第8条 申込者は、定年前提任用の申込みを取り下げる場合は、定年前提任用申込取下申出書（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(合否の決定等)

第9条 市長は、第7条の申込書の提出があったときは、申込者の定年前提任用について、委員会に意見を求め、合否の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により合否を決定したときは、合格者（以下「定年前提任用内定者」という。）に対しては定年前提任用内定通知書（別記第3号様式）により、不合格者に対しては定年前提任用選考結果通知書（別記第4号様式）により、それぞれ通知するものとする。

(合格決定の取消し)

第10条 市長は、定年前提任用内定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、合格の決定を取り消すことができる。

- (1) 定年前提任用内定者として不相当と認められるような行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があるとき又はこれに堪えないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるほか定年前提任用をすることが困難な理由があると認められるとき。

(同意書)

第11条 前条第2項の定年前提任用内定通知書により合格の通知を受けた定年前提任用内定者は、同意書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(定年前提任用の辞退)

第12条 定年前提任用内定者は、定年前提任用短時間勤務職員としての任用を辞退する場合は、定年前提任用辞退申出書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(途中退職)

第13条 定年前提任用短時間勤務職員は、任期の途中において自己の都合により退職しようとする場合には、辞職願を市長に提出しなければならない。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別 記

第1号様式（第7条関係）

定年前再任用申込書

年 月 日

(宛て)

鴨川市長

所属

氏名

定年前再任用に係る選考を受けたいので、下記のとおり申し込みます。

記

希望職種 (該当を○印で囲む。)	1 事務職 2 技術職 3 その他の職 ( 職)
希望勤務形態 (該当を○印で囲む。)	1 短時間勤務 (7時間45分×3日) 2 短時間勤務 (1週 日 1日 時間 分) ※ 原則1とします。 ただし、特別の事情がある場合には、2に記入してください。 (週23時間15分以内)
希望部署	第1希望 ( 課) 第2希望 ( 課) 第3希望 ( 課)
在職中経験した主な業務	
健康状態 (該当を○印で囲む)	1 良好 2 普通 3 不良 (現在、持病、通院等があれば記入してください。)
	(事務執行上考慮してほしい事項)
所有する資格・免許等	
特記事項	

備考

- 1 定期健康診断又は人間ドックの検査結果の写しを添付すること。

- 2 再検査又は要検査の項目がある場合は、再度、受診を依頼し、その結果を求めることがあります。
- 3 検査結果に異常がある場合は、医師の所見(就業への支障の有無)を添付すること。
- 4 配属先については、応募者の希望を考慮しますが、組織の状況により希望に添えない場合があります。

第2号様式（第8条関係）

定年前再任用申込取下申出書

年 月 日

（宛て）  
鴨川市長

所属  
氏名

次の理由により、定年前再任用の申込みを取り下げます。

（理由）

第3号様式（第9条関係）

定年前提任用内定通知書

年 月 日

様

鴨川市長



年 月 日付けで提出のあった定年前提任用申込書に基づき選考した結果、下記のとおり、あなたを鴨川市職員として定年前提任用をすることに決定したので通知します。

ただし、定年前提任用をするまでの間に、あなたに定年前提任用短時間勤務職員として採用するのに不都合な事由が生じた場合には、定年前提任用の決定を取り消すことがあるので、あらかじめ了知願います。

記

- 1 定年前提任用年月日  
年 月 日
- 2 定年前提任用に係る任期  
年 月 日から 年 月 日まで
- 3 定年前提任用に係る職種及び職務の級
- 4 勤務時間等

第4号様式（第9条関係）

定年前再任用選考結果通知書

年 月 日

様

鴨川市長



年 月 日付けで提出のあった定年前再任用申込書に基づき選考した結果、  
あなたを定年前再任用をしないことに決定したので通知します。

第5号様式（第11条関係）

同意書

年 月 日

様

鴨川市長



年 月 日付で通知のあった定年前再任用内定通知書の勤務形態等について、同意します。



第6号様式（第12条関係）

定年前再任用辞退申出書

年 月 日

(宛て)  
鴨川市長

所属  
氏名

年 月 日付けで定年前再任用内定通知書をいただいたところですが、一  
身上の都合により、これを辞退します。